

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,497	5,137	△2,640	△51.4
(2)産業投資	27	22	5	22.7
うち 出 資	27	22	5	22.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,524	5,159	△2,635	△51.1

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	13,480	11,920	1,560	13.1
(2)産業投資	172	145	27	18.6
うち 出 資	172	145	27	18.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	13,652	12,065	1,587	13.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		2,951	5,640	△2,689
(内訳)	貸付	2,930	5,619	△2,689
	出資	21	21	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		2,947	5,564	△2,617
(財源)	財政投融资	2,524	5,159	△2,635
	財政融資	2,497	5,137	△2,640
	産業投資	27	22	5
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	423	405	18
	一般会計出資金	—	—	—
	一般会計補給金	67	20	46
	財投機関債	100	100	—
	貸付回収金	1,257	1,121	135
	借入金等償還	△1,052	△902	△150
その他	51	65	△14	

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進にあたり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行うとしている。

現行の沖縄振興特別措置法は令和4年3月末でその効力を失うが、これに対し沖縄県は、政府に「新たな沖縄振興特別措置法」の制定を要請、沖縄県の自立的発展等を実現するため、「新たな沖縄振興特別措置法」に基づく次期沖縄振興計画の素案として、「新たな振興計画（素案）」を公表している。

「新たな振興計画（素案）」では、当公庫に対して「駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策、セーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められる。また、沖縄経済の成長を支える資本性資金（出資等）の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されている」としている。

沖縄県では、①資金需要に対して民間資金量が必ずしも十分ではなく、②県外からの資金調達手段が限定的であり、③地銀の貸出約定平均金利が全国に比べて高いという金融特性がある。また、本土から遠く離れた離島県であり、産業構造が第三次産業に偏重していることから、景気や外部環境の変化等による影響を大きく受けやすい経済構造となっている。

当公庫は、民間金融のみでは対応が困難な観光リゾート施設や国際物流関連施設の整備、駐留軍用地跡地開発等の大規模プロジェクト、公共交通機能の充実やエネルギーの安定供給等の産業基盤整備に必要な資金の供給の補完に加えて、中小企業・小規模事業者、個人事業主、中堅・大企業等に対し、景気変動などによる急激な社会的・経済的環境の変化に対応するためのセーフティネット資金の円滑な供給や、リスクの高い創業・新事業促進や事業再生支援、企業の競争力強化にかかる資本性資金（出資及び劣後ローン）の供給等の補完により、民間金融を質的・量的に適切に補完している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

当公庫は、沖縄振興策の実現に向けて、リスクの高い分野である創業ベンチャー支援や事業再生支援、大規模プロジェクトや成長を目指す事業等に対して、当該事

業リスクに応じた長期資金及び資本性資金（出資及び劣後ローン）を供給している。

その貸付けにあたっては、十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後は業況把握や経営指導等を行い、公庫への償還が確実にできるよう努めている。

従って、中小企業等と公庫とで適切にリスクを分担しており、モラルハザードを防止しつつ、適切な支援を行っているところである。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当公庫が扱う出・融資制度は、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ主務大臣が定めたものであり、政策的必要性・有効性等を勘案した適切なものである。

事業規模についても、沖縄振興に必要な資金の確保に努めつつ、民間金融機関との役割分担を勘案し適切に対応している。

財政投融資の要求にあたっては、国や県の沖縄振興策等の施策を踏まえ、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」、「沖縄における地域的・社会的課題の解消」に向け、事業の重点化を図っている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて積極的な投資を企図する中堅企業・大企業を支援するための「産業開発資金資本性劣後ローン特例制度」を創設した。

スクラップについては、令和2年度末をもって、住宅資金における「宅地造成等資金」の取扱いを廃止した。また、令和3年度において「沖縄自立型経済発展（海外展開）」の貸付利率を縮減したところである。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済等の動向を注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組みを推進するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等の内容を踏まえ、「脱炭素化の推進」、「新事業の展開や経営革新、事業再構築を図る企業への支援」、「沖縄における地理的・社会的課題の解決」に重点を置いた融資制度の創設及び拡充を要求するもの。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度の事業規模は、沖縄振興策に沿った資金需要並びに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者等への資金繰り支援に対応すべく、当初計画1,591億円（補正後計画1兆1,555億円）を確保した。観光を基幹産業とする沖縄県においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光客の減少による経済面への影響は極めて甚大であったものの、補正後計画までの資金需要は発生せず、事業実績は3,010億円（補正後計画比26.1%）に止まった。

しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた幅広い業種・業態・規模の事業者等に対し、民間金融機関・商工会議所・商工会等と連携して資金繰り支援に取組み、セーフティネット機能を担う政策金融機

関としての役割発揮に努めたものと評価している。

また、財政投融资については、補正後計画7,848億円に対し、令和元年度実績比203.3%増の2,628億円（運用残5,220億円）となった。

令和3年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響にかかる事業者の資金繰り支援に取り組みつつ、沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」に向けて、各種業態・規模の事業者に対する支援に取り組んでいるところである。

令和4年度は、当公庫への融資相談等に基づく個別事案の積み上げや過去の実績、沖縄県による資金需要調査・要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、引き続きセーフティネット機能の発揮及び国や県の沖縄振興策等に沿った資金需要に対応するため、令和3年度当初計画比2,689億円減の2,951億円としている。

なお、平成23年度に実施された実地監査については、当公庫の独自制度のうち利用実績の低い貸付制度について政策的必要性・有効性等を勘案して貸付対象の廃止等を行い、あわせて沖縄振興特別措置法の改正に基づく新たな沖縄振興策に即した貸付対象を新設し、平成24年度財投計画の編成に反映させた。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	30年度	元年度	2年度
運用残額	64億円	516億円	5,220億円
運用残率	6.2%	37.3%	66.5%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産業投資について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

(事業名：企業等への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本事業における出資の基準については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第16条の7)により、次の条件に該当するときに限り、これを行うことができるとされている。

- ① 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業であつて、沖縄の産業の振興開発上特に必要なものであること。
- ② 一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること。
- ③ 当公庫の出資によつて民間投資の導入が促進されると認められること。

また、上記①に該当する具体的な事業内容はこれまで

イ. 産業基盤整備

ロ. リーディング産業支援

としていたが、中堅・中小企業等の生産性向上等、事業の高度化や事業承継・再生の円滑化を支援するため、令和4年度予算要求において

ハ. 産業成長・高度化促進支援

を新たに出資対象として拡充することを要求することとしている。

(2) 必要とする金額の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に掲げられた「活力ある地方創り」において、生産性向上に取り組む企業への支援、デジタル等の無形資産投資や人材確保・育成等による中小企業の規模拡大支援、事業承継・再生の円滑化のための環境整備等による地域コミュニティの持続的発展など、活力ある中堅・中小企業等の創出を通じて、地方の所得を底上げしていく方針が示されている。

当公庫はこれまで、インフラ整備事業による沖縄の産業基盤の形成、沖縄経済を牽引するリーディング産業の振興に対する資本性資金の供給により、沖縄の産業の振興開発を推進してきた。これまでの産業基盤整備やリーディング産業支援に加え、沖縄の自立型経済の発展のため、当公庫が経営革新（新事業開拓、異業種連携等）や経営資源（技術、設備等）の有効活用、事業の再構築（事業承継、M&A等）などに取り組む企業等も出資対象事業とし、中長期の資本性資金を積極的に供給することにより、民間投資を誘導する必要がある。

令和4年度においては、本事業における資金ニーズを踏まえ、事業規模14億円を見込んでおり、その出資財源として14億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本事業における採算性については、長期的に収益を確保することを方針とし、産

業基盤整備については長期的な配当、リーディング産業支援、産業成長・高度化促進支援については少なくとも出資額を上回る回収を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

出資の限度額については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第16条の8(2))により、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資本の額の5割以内の額とされており、残りは民間資金が導入される。

また、出資後の民間投融資の導入状況については、年1回確認し、当初計画と異なる場合には、その要因をあわせて確認する。

2. リスク管理体制

個別案件の執行にあたっては、財政投融資特別会計(投資勘定)からの出資金を原資としていることを踏まえ、地域経済の利益等の政策的意義及び効果に加えて、事業採算性、配当可能性等について慎重な審査を行い、役員会への付議及び理事長による内部決裁を経た上で、主務大臣の認可を受けて実行しており、案件毎の経営状況について、年1回、役員会に報告している。

また、出資後2年間、原則四半期に1度、財務状況及び出資対象事業の進捗状況の確認等を実施し、必要に応じて外部諸機関との連携、モニタリングや経営支援を強化し、出資先の企業価値の向上に努めている。

(事業名：挑戦支援資本強化特例制度(中小企業資金)、
生業資金・生活衛生資金挑戦支援資本強化特例制度)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業、新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資本金性を供給することにより、中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、本特例制度が平成20年度に創設された(生活衛生資金は令和元年度に追加)。

(2) 必要とする金額の考え方

沖縄においては、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等の研究機関による優れた研究開発成果を産業振興に結びつけるための取組みが進められており、新規創業や新事業展開のための資金需要のほか、コロナ禍による業況の悪化、過剰債務等の状況に陥った事業等の再建にかかる資金需要も見込まれる。また、沖縄における雇用の創出及びひとり親家庭の親が行う事業を金融面から支援するための本特例制度の活用も見込まれるところである。

令和4年度においては、資本金性ローンの事業規模10億円を見込んでおり、その融資財源として7億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが想定よりも低い場合、利息収入は減少するが逆に想定よりも成功要件の達成度合いが高い場合は、より多くの利息収入を期待できるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、金融検査上自己資本と看做しうる資金を供給し、中小・小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込先が事業計画書を作成することを必須としており、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、当公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努めている。

(事業名：産業開発資金資本性劣後ローン特例制度)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

沖縄においても新型コロナウイルス感染症による業績悪化に苦しむ中堅企業・大企業が増加しつつあり、今後、これらの企業の経営基盤が揺らぐとこれらの企業と取引関係にある中小・小規模事業者の経営にさらなる悪影響が出るおそれがある。また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え積極的な投資を企図する企業は見受けられるものの、借入による更なる財務体質悪化への懸念から、これらの企業が積極的な投資を手控える可能性がある。

このため、中堅企業・大企業等に対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見做しうる資本性資金を供給することを通じて、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、沖縄経済の活性化を図るもので、令和3年度に創設された。

(2) 必要とする金額の考え方

足下、入域観光客数の激減に苦しむ観光リゾート産業（運輸業、不動産業、宿泊業等）を中心に資金需要が見込まれる。

令和4年度においては、資本性ローンの事業規模10億円を見込んでおり、その融資財源として6億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが想定よりも低い場合、利息収入は減少するが、逆に想定よりも成功要件の達成度合いが高い場合は、より多くの利息収入を期待できるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業者の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見做しうる資本性資金を供給することを通じて、資金調達の円滑化を支援するものであり、貸付限度を所要資金の5割以内とすることから、民間金融機関の呼び水効果が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込先が事業計画書を作成することを必須とすることで、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めることとしている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、当公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努める。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

- (1) 発行額 : 100億円
- (2) 発行形態 : 会社型

(参考) 令和3年度における財投機関債の発行額・発行形態等

- (1) 発行額 : 100億円
- (2) 発行形態 : 会社型

2. 要求の考え方

令和4年度発行については、当公庫の事業規模、金利リスク（ALM）への対応及び発行に係るコスト等を総合的に判断し、100億円を見込む。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

(1) 当公庫の令和4年度要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に記載された下記の方針等を反映したものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

1. グリーン社会の実現（抜粋）

この実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。

⇒（要求事項）

イ. 「産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度（仮称）」の創設（産業開発資金：事業規模770億円の内数）

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出（抜粋）

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。

デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。

また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。

⇒（要求事項）

ロ. 「出資」対象の拡充（事業規模14億円）

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ（抜粋）

感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を

支援する。

⇒（要求事項）

ハ．「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」特例対象者及び特例措置の拡充

（産業開発資金・中小企業資金・生業資金・生活衛生資金・農林漁業資金・医療資金：事業規模2,840億円の内数）

（8）分散型国づくりと個性を活かした地域づくり（抜粋）

これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

⇒（要求事項）

ニ．「沖縄自立型経済発展」貸付限度の拡充

（産業開発資金：事業規模770億円の内数）

ホ．「駐留軍用地跡地開発促進貸付」貸付対象の拡充

（産業開発資金：事業規模770億円の内数）

ヘ．「沖縄農林漁業台風災害支援資金」償還期限の拡充

（農林漁業資金：事業規模110億円の内数）

ト．「新事業創出促進出資」対象の拡充（事業規模7億円）

（2）また、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求は以下のとおり（上記イ～トより再掲）

「成長戦略実行計画」

第1章 新たな日常に向けた成長戦略の考え方

1. 成長と分配の好循環の実現に向けた労働生産性・労働参加率の向上と賃金上昇（抜粋）

労働生産性の上昇は労働者の実質賃金の上昇と密接な関係があり、実質賃金を引き上げていくためにも、その改善が必要である。

⇒（要求事項）

ハ．「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」特例対象者及び特例措置の拡充

（産業開発資金・中小企業資金・生業資金・生活衛生資金・農林漁業資金・医療資金：事業規模2,840億円の内数）

第3章 グリーン分野の成長

1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

（1）2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み（抜粋）

脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速しており、温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。再生可能エネルギーを最大限導入する必要がある。

⇒（要求事項）

イ．「産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度（仮称）」の創設（産業開発資金：事業規模770億円の内数）

第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

1. 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備

(1) 資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進（抜粋）

企業の財務基盤を強化するため、コロナ禍において、政府金融機関の民間協調融資原則の一時停止、利子補給等による資本性劣後ローンの金利水準の当初3年間1%程度への引下げなどの対応を行なったところであるが、必要に応じて資本性資金の供給や優先株の引受けを更に推進する。

⇒（要求事項）

□ 「出資」対象の拡充（事業規模14億円）

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

1. 政策的必要性

当公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする総合政策金融機関である。

当公庫の政策的必要性については、沖縄振興特別措置法や沖縄振興基本方針、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国による必要な資金の確保、産業振興を支援する金融機能の充実が明記されていることから、当公庫において、株式会社日本政策金融公庫等の業務に相当する業務に加え、地域的な政策課題に応える独自制度を一元的、総合的に取り扱っているものである。

さらに、沖縄振興開発金融公庫業務方法書において、その業務を行うに当たり、沖縄における政府の諸施策に即応することが明記されるなど、沖縄の振興開発を金融面から支援・促進するものとして、その業務は公益に資するものである。

なお、沖縄振興開発金融公庫法第32条第1項の規定により、当公庫は内閣総理大臣及び財務大臣が主務大臣として監督することとされている。

2. 民業補完性

沖縄県においては、①民間資金量が資金需要に対して必ずしも十分でなく、②県外からの資金調達手段が極めて限定的で、③地銀の貸出約定平均金利が全国平均に比べ高いといった地域的な金融特性から、当公庫による質的・量的補完が求められている。

特に、離島県としての沖縄は、景気変動や経済環境の変化等による影響を大きく受けやすく、その影響を緩和する当公庫のセーフティネット機能は極めて重要である。さらに、リスクの高い新事業・ベンチャー企業や経営基盤が脆弱な小規模事業者、投資回収に長期を要するインフラ整備、企業の成長投資に対する資本性資金の対応は、民間資金だけでは対応困難であり、当公庫の積極的関与による補完が強く求められている。

沖縄の自立型経済の構築・発展を促進するためには、民間金融機関のみでは対応が困難な良質な資金の安定的かつ円滑な供給が必要であり、当公庫による金融面での支援が不可欠である。

3. 有効性

当公庫による政策金融は、沖縄において民間金融機関のみでは十分な対応が困難な長期・固定資金及びリスクの高い分野に対する資金を円滑に供給することにより、沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長や地場産業の振興による地域経済の活性化、地域課題の解決に向けた社会的な取り組み等が促進され、沖縄振興策の基本的方向である「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「民間主導の自立型経済の発展」の実現に資するものである。

なお、当公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年閣議決定）の指摘を踏まえ、個別案件事後評価等に基づき、沖縄振興策及び融資先事業の発展への貢献状況等を自己評価し、その結果を業務改善に反映させるための「政策金融評価」を平成16年度より毎年度実施している。

4. その他

当公庫は、貸付にあたり、十分な審査により申込先の事業見通し等を精査するとともに、必要に応じて適切な債権保全を図っている。

また、企業等に対する出資については、財政投融资特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、政策効果や事業採算性等について慎重な審査を行い、主務大臣の認可を得た上で実行している。

当公庫は、信用リスク管理態勢の整備・強化を図っており、出融資後においても当該企業の業況把握に努め、経営課題に対する指導等を行うことにより、償還確実性の一層の確保に努めている。

2 年度決算に対する評価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 決算についての総合的な評価

令和2年度決算では、貸付金の平均利回りの低下等によって収入は減少し、貸倒引当金の繰入額の増加等によって支出は増加したことで、損益計算書上における貸付金利息等の総利益は175億28百万円、借入金利息等の総損失は203億16百万円であった。その結果、損失金が27億87百万円生じたが、この損失金のうち、米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る損失金35百万円は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により、同勘定の積立金を減額して整理し、残額27億53百万円は令和3年度に生ずる利益金をもって減額することとした。

法定決算に対し、民間の企業会計原則に基づき修正を加えた令和2年度行政コスト計算財務書類における、仮定貸借対照表では、貸出金の増加等により、総資産は1兆331億79百万円となり、資本金の増加等により、純資産は1,089億70百万円となった。

仮定損益計算書では、経常収益97億55百万円に対し、経常費用は124億37百万円となり、当期純損失は26億83百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

令和2年度末の貸付金残高（社債の取得を含む。）は、1兆319億51百万円で、令和元年度末の貸付金残高8,641億12百万円に比べ1,678億39百万円（19.4%）の増加となった。これは、令和2年度中に3,013億63百万円の貸付を行い、1,335億23百万円の回収等を行ったためである。

○負債

令和2年度末の借入金残高は、7,622億21百万円で、令和元年度末の借入金残高5,747億68百万円に比べ1,874億53百万円（32.6%）の

増加となった。これは、令和2年度中に財政融資資金借入金等2,628億40百万円（財政融資資金2,628億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構40百万円）の借入れを行い、753億86百万円（財政融資資金747億円45百万円、一般会計（産業投資借入金54百万円、食料安定供給借入金1百万円）、独立行政法人勤労者退職金共済機構5億86百万円）を返済したためである。

令和2年度末の債券残高は、1,575億34百万円で、令和元年度の債券残高1,673億30百万円に比べ97億96百万円の減少となった。これは、令和2年度中に103億48百万円の発行を行い、201億44百万円の償還をしたためである。

○純資産

令和2年度末の純資産合計は1,095億65百万円で、令和元年度末との比較では、一般会計出資金の受入等により、251億73百万円の増加となっている。

(2) 費用・収益の状況

○費用

令和2年度の損益計算書上の費用は203億16百万円で、令和元年度の費用179億26百万円に比べ23億90百万円の増加となった。

これは、貸倒引当金繰入が29億85百万円増加したこと等によるものである。

○収益

令和2年度の損益計算書上の収益は175億28百万円で、令和元年度の収益178億55百万円に比べ3億27百万円の減少となった。

これは、貸付金の平均利回りが低下したため貸付金利息が5億55百万円減少したこと等によるものである。